

議案第 1 7 6 号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部
を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和 6 2
年川崎市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

5 4	長尾 2 丁目地区 整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された長 尾 2 丁目地区地区計画において地区整備計画が定められ た区域
-----	---------------------	---

別表第 2 に次のように加える。

5 4 長尾 2 丁目地区整備計画区域

A 1 地 区 の	建築物の用途の 制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 工場（自家販売のためのものを除く。） (2) 自動車教習所 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他これらに類するもの (4) カラオケボックスその他これに類するもの
----------------------------	---------------	---

区域	建築物の高さの 最高限度	<p>建築物の高さは、次に掲げる数値以下でなければならない。ただし、第1号の規定を適用する場合において、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内のときは、その部分の高さは、12メートルを限度として算入しない。</p> <p>(1) 20メートル</p> <p>(2) 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの</p> <p>(3) 建築物の各部分から計画図に示す市道五所塚第24号線の道路境界線までの水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの</p>
A 2 地 区 の 区 域	建築物の高さの 最高限度	<p>建築物の高さは、次に掲げる数値以下でなければならない。ただし、第1号の規定を適用する場合において、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内のときは、その部分の高さは、5メートルを限度として算入しない。</p> <p>(1) 10メートル</p> <p>(2) 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの</p> <p>(3) 建築物の各部分から計画図に示す市道五所塚第24号線の道路境界線までの水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの</p>
B 地 区 の 区 域	建築物の高さの 最高限度	<p>建築物の高さは、次に掲げる数値以下でなければならない。ただし、第1号の規定を適用する場合において、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内のときは、その部分の高さは、5メートルを限度として算入しない。</p> <p>(1) 10メートル</p> <p>(2) 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

長尾2丁目地区地区計画の区域内における建築物に係る制限に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものである。